

三菱電機製変圧器における不適切行為に対する
当社の確認状況について

令和4年5月25日、三菱電機より不適切行為があったと報告を受けた当社原子力発電所変圧器11台について、工場調査を実施した。

1. 5月25日三菱電機からの報告内容

(1) 系統変電システム製作所（赤穂工場）

(a) 新たに確認された内容

令和4年4月21日公表の「不適切行為の概要」の4項目の内、1項「耐電圧試験」の不適切行為に該当する変圧器が、新たに2台確認された。なお、該当変圧器について運転継続に影響はないと判断している。

4月21日公表時点で確認された変圧器（12台）を含めると、不適切行為が確認された変圧器は2台増え、合計14台となる。

<新たに確認された不適切行為の概要>

耐電圧試験（交流）において、規格で規定された試験時間（電圧印加時間）より短い時間で実施していたにもかかわらず、試験成績書に規格で規定された試験時間を記載していた。

(b) 対象変圧器：合計14台

※1: 4月21日公表時点で確認された事案

発電所	号機	名称	印加電圧不足※1	電圧印加時間不足
美浜発電所	1	主変圧器	○	○
高浜発電所	1	主変圧器	○	○
高浜発電所	1	昇圧変圧器	—	○
高浜発電所	1.2	降圧変圧器	○	○
高浜発電所	3	主変圧器	○	—
高浜発電所	3	起動変圧器	○	○
高浜発電所	4	主変圧器	—	○
高浜発電所	4	起動変圧器	○	○
大飯発電所	1	主変圧器	○	○
大飯発電所	1.2	予備変圧器	○	—
大飯発電所	3	主変圧器	○	○
大飯発電所	4	主変圧器	○	○
大飯発電所	3,4	予備変圧器	○	○
大飯発電所	1~4	所内変圧器予備機※2	○	—
			計12台	計11台
			合計14台	

※2: 発電所構内で保管している変圧器
(原子力発電系統に接続していない)

2. 工場調査結果

6月20日、当社社員が三菱電機赤穂工場にて、三菱電機より報告のあった内容について工場調査を実施した。その結果、三菱電機からの報告の通り、原子力発電所変圧器11台の耐電圧試験（交流）において、規格で規定された試験時間（電圧印加時間）より短い時間で実施されていたが、法令（電気設備技術基準）で要求される水準以上の絶縁性能を有していることを確認した。

3. 当社原子力発電所への影響について

不適切行為が確認された変圧器については、工場調査結果ならびに以下の点より原子力発電所の安全性への影響はないと判断している。なお、今後、三菱電機と協力し、変圧器の健全性に係る点検を実施していく。

- ・ 変圧器の耐電圧の設計においては、十分な裕度を持った設計としている
- ・ 工場試験電圧印加時間が規定値未満であったものの、現地運転において発生しうる電圧（過電圧等）以上の電圧値で工場試験が実施されている
- ・ 毎年実施している変圧器内部の油の分析において、異常がない
- ・ 日常の巡視・点検にて設備の健全性を確認しており、現時点で不具合は発生していない

以 上